

令和3年度 定期監査の指摘事項に対する措置状況一覧

指摘事項内容	措置状況	措置通知 年 月 日	備考
教育委員会（学校教育課）			
<p>教育委員会に対する委任事項について（契約） 需用費及び委託料の執行について、教育委員会に対する委任事項ではないにもかかわらず教育長名で契約を締結しているもの、あるいは教育委員会に対する委任事項であるにもかかわらず市長名で契約を締結しているものが散見された。市長権限に属する事務の委任については、前回監査でも指摘事項としてきたところである。適正な事務処理を徹底されたい。 （鳥取市の行政組織等に関する規則第50条）</p>	<p>令和3年11月1日付で教育総務課から「契約事務の取り扱いについて」の文書が発出され、教育委員会内で改めて確認をし改善を行いました。</p>	R4. 4. 28	
教育委員会（生涯学習・スポーツ課）			
<p>行政財産使用料（自動販売機電気料）について（収入） 鳥取市財産規則第11条に基づき行政財産の使用を許可した自動販売機については、自動販売機設置許可取扱要綱等に基づき電気料を納付させることになっている。しかしながら、本監査時点においても、一部地区体育会等から本来納付されるべき電気料が納付されておらず、実施すべき徴収事務が行われていない。このことは前回の定期監査でも指摘したことであるが、改善が見られない。適正な事務処理を徹底されたい。</p>	<p>令和3年度の電気代実績報告書について、未提出の体育会に指導を行い、すべての体育会において報告書の提出、調定、納付書の送付をし、納付を確認しました。 今後は、翌月下旬に提出状況の確認を行い、未提出団体がある場合は電話等による催促を実施します。また、翌々月上旬に開催する係会において、係内で状況を確認し適正な事務執行を行います。</p>	R4. 4. 28	